

## 石川県警察職員の懲戒に関する訓令

〔昭和30年1月10日〕  
石川県警察本部訓令第2号

改正 昭和33年2月17日警察本部訓令第6号  
昭和35年5月2日警察本部訓令第6号  
昭和39年3月31日警察本部訓令第4号  
昭和47年5月15日警察本部訓令第21号  
昭和56年11月10日警察本部訓令第13号  
昭和59年4月19日警察本部訓令第6号  
平成4年6月29日警察本部訓令第12号  
平成17年3月1日警察本部訓令第5号  
平成25年10月16日警察本部訓令第10号  
平成28年3月25日警察本部訓令第11号  
令和3年3月11日警察本部訓令第8号

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察職員（以下「職員」という。）の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法（以下「法」という。）、石川県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（以下「条例」という。）及び石川県職員の懲戒の手續及び効果に関する人事委員会規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(規律違反)

第2条 職員が法第29条第1項各号の一に該当する場合には、これを規律違反とする。

(規律違反の申立て)

第3条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、当該職員の任命権者に申し立てることができる。

(職員の責務)

第3条の2 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員（次条に規定する監督者及び第4条に規定する所属長を除く。）は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 所属長又は監察事務の担当者

(2) その他の職員 監察事務の担当者

(監督者の責務)

第3条の3 この訓令において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。

2 監督者（所属長を除く。）は、監督する職員に規律違反があると認められる場合には、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、様式第1号により、直ちにその旨を監察事務の担当者に報告しなければならない。

(監察事務担当者の責務)

第5条 監察事務の担当者は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、様式第1号の2の申立書に次の各号に掲げる証拠及び様式第2号の身上調査書を添えて、当該職員の任命権者に申し立てなければならない。

- (1) 本人の聴取書又は始末書（本人が供述又は始末書の提出を拒んだ場合にあっては、事実調査書）
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 申告に係るものについては、その申告の書類
- (4) その他の証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第6条 任命権者の要求に基づき職員の規律違反の事実を審査するため、警察本部に、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び4人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、警察本部長を、委員は部長及び監察官をもってこれに充てる。ただし、特に必要があるときは委員長が指名する者を委員として委員会に出席させることができる。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記)

第8条 委員会に2名以内の書記を置く。

- 2 書記は警務部監察課に勤務する職員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 書記は委員長の命を受けて、庶務に従事する。

(審査の要求)

第9条 任命権者は、第3条及び第5条第1項に定める申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要とすると認めるときは、様式第3号の懲戒審査要求書に証拠を添えて、委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、これを省略することができる。

(口頭審査の要求)

第10条 前条の通知を受けた被申立者が、口頭審査を要求しようとする場合は、様式第4号により、直ちにこれを要求しなければならない。

(委員会の審査)

第11条 委員長は、任命権者から審査の要求があったときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会の審査は、委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(除斥)

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関連する事件の審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

第13条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないとき又は再度の呼び出しにも応じないときは、この限りでない。

(証人及び証拠)

第14条 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに委員長に対し、様式第5号により、証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

2 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。ただし、呼出しに応じないときはこの限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

(委員会の勧告)

第15条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、様式第6号により任命権者に勧告するものとする。

(文書の交付)

第16条 懲戒処分は当該職員に対し、様式第7号による懲戒処分書及び様式第8号による処分説明書を交付して行うものとする。

2 被処分者が所在不明となり前項の文書を交付できないときは、様式第9号により石川県公報に掲載するものとし、掲載の日から2週間を経過したときは、文書

の交付があったものとみなす。

(勤務に関する指示)

第17条 任命権者は、規律違反の事実の審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、及び貸与品の返納を命ずることができる。

(離職の制限)

第18条 職員は、規律違反につき申し立てられた場合、任命権者の許可を得ないで退職することができない。

(刑事事件と競合する場合)

第19条 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間においても事件の性質上、特に必要がある場合において適宜に懲戒手続を進めることができる。

(訓戒等)

第20条 任命権者は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、訓戒又は注意を行うことができる。

2 前項の訓戒は様式第10号、注意は様式第10号の2の文書を交付して行うものとする。

第21条 任命権者は、前条による訓戒に至らない規律違反について所属長に訓戒を、注意に至らない規律違反について所属長に注意を行わせることができる。

2 前項の訓戒又は注意を為したときは被申立者より請書を徴して報告しなければならない。

第22条 警務部監察課には様式第11号の懲戒処分台帳を備え懲戒処分の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年5月2日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和35年5月2日から施行する。

附 則 (昭和39年3月31日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年5月15日警察本部訓令第21号)

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和56年11月10日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月19日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月29日警察本部訓令第12号) 抄

この訓令は、交付の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月1日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月16日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和3年3月11日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

	年	月	日
石川県警察本部長 殿			
		所 属 長 名	
	報	告	書
次の者の規律違反につき次のとおり報告する。			
	所 属 官 職	氏 名	
1	規律違反発覚の端緒		
2	規律違反の年月日および場所		
3	規律違反の内容		
4	その他必要と認める事項		

様式第1号の2（第5条関係）

	年	月	日
石川県警察本部長 殿			
		氏 名	
	申	立	書
次の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。			
	所 属 官 職	氏 名	
1	規律違反発覚の端緒		
2	規律違反の年月日および場所		
3	規律違反の内容		
4	添付書類（証拠）		

様式第2号（第5条関係）

身 上 調 査 書					
採 用 年月日		俸給	号 円	官職 氏名 年齢	
既往の懲戒処分 年月日、種別事 由など					
勤務および成績 の良否					
平 素 の 行 状					
部内および社会 の反響					
処分に対する意 見 (加重軽減事情)					
年 月 日 調整者					

様式第3号（第9条関係）

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>懲戒審査委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: right;">石川県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">懲 戒 審 査 要 求 書</p> <p>石川県警察職員の懲戒に関する訓令第9条により次の者の規律違反につき 審査を要求する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所属官職氏名年齢</li> <li>2 規律違反の内容</li> <li>3 添付書類</li> </ol>
---

様式第4号（第10条関係）

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>懲戒審査委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: right;">所属 官職 氏名 年齢</p> <p style="text-align: center;">口 頭 審 査 要 求 書</p> <p>私の規律違反についての、懲戒審査委員会の審査は、口頭によって行われ るよう、要求いたします。</p>
--

様式第5号（第14条関係）

懲戒審査委員会委員長	殿	年	月	日
	所属	官職	氏名	年齢
	要	求	書	
私の規律違反にかかる審査について、次の証人を呼び出されたい。 なお、次の証拠について審査されたい。				
記				
1	証人の住所、職業、氏名、年齢			
2	証拠			

様式第6号（第15条関係）

石川県警察本部長	殿	年	月	日
	勸	告	書	懲戒審査委員会委員長
	年	月	日付	に関する懲戒審査要求に基づき、
審査した結果、次のとおり決定したので、これを勧告する。				
記				
地方公務員法第29条により、懲戒処分として				
上記のとおり承認する。				
	委員	長	委員	委員
	委員	委員	委員	委員
	委員	委員	委員	委員
	委員	委員	委員	委員
	委員	委員	委員	委員



様式第7号（第16条関係）

懲戒処分書			
(氏名)		(官職)	
(懲戒処分の内容)			
任命権者		年 月 日	
交付年月日		交付方法	

様式第 8 号 (第16条関係)

処 分 説 明 書

提出 官 庁 名	石川県警察本部	交 付 年 月 日	年 月 日
処分者官職 石川県警察本部長 氏名 .....			
処分を受けた職員について			
氏名 (フリガナ)		所属部課	
官名及び級	職名及び職務の級 職	処分時期 年 月 日	
根拠法規 地方公務員法第29条	処分の種類及び程度		
刑事裁判との関係 (該当する方に印をつけてください) 刑事裁判に係属して <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる			
処分の理由			
<p><b>【教示】</b></p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に石川県人事委員会に対し、この処分の審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えの提起は、上記1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となる。)、提起しなければならないこととされています。</p> <p>なお、裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p>			

様式第9号（第16条関係）

公 示
年 月 日
石川県警察本部長 氏 名
次の者に対する懲戒処分書は、本人の所在が不明のため交付することができないから、石川県警察職員の懲戒に関する訓令第16条第2項の定めにより、次のとおり懲戒処分の内容を公示する。
記
官職 氏名
(懲戒処分の内容を記入)

様式第10号（第20条関係）

訓 戒 書
所属
官職 氏名
君は、(規律違反の事実を記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
よって石川県警察職員の懲戒に関する訓令第20条により訓戒する。)
年 月 日
石川県警察本部長 氏名

様式第10号の2（第20条関係）

注 意 書
所属
官職 氏名
君は、(規律違反の事実を記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
よって石川県警察職員の懲戒に関する訓令第20条により注意する。)
年 月 日
石川県警察本部長 氏名

様式第11号（第22条関係）

懲戒処分台帳

事故発生 年 月 日	事 要 故 旨	処分決定 年 月 日	処 分 の 種別程度	所 属 階 級 氏 名